

令和5年度東彼杵地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域の水田農業は、水稻及び施設園芸作物が主体をなしているが、農業者の高齢化と後継者不足が深刻化しており、また中山間地域の条件不利地が大部分を占めている状況から、離農者・耕作放棄地が増加傾向にある。

今後の水田経営は、集落営農等の組織化により、農作業の効率化・省力化を推進し、耕作放棄地の拡大防止を図るとともに、水田の二毛作・野菜等への転換を推進することで農業所得の向上と水田の有効活用を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 本地域では中山間地域が大部分をしめており、野菜等の大規模生産については、基盤整備等の実施が必要となる。需要のある高収益作物の生産を推進し、小規模圃場でも効果的な水田活用を図る。
- 市場ニーズの高い作物や、複合化が可能な作物について、関係機関で連携しながら選定を進める。
- 野菜等の転作を推進することで、主な販売先となる地域直売所の活性化を促す。
- 分散する農地を集約することで、農作業の効率化・大規模生産を目指す。集約については、人・農地プラン実質化に係る話し合いの場を活用するとともに、農地中間管理機構の活用推進も図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 大豆・そば等の生産拡大を推進するとともに、現在畑作物を生産している圃場における、今後の生産方針を確認し、必要に応じて、畑地化支援の活用を推進する。
- 荒廃農地化している水田における、高収益作物・麦・大豆等の生産を推奨する。
- 水稻生産圃場における、二毛作の推進を図る。畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大の可能性を探るとともに、麦・大豆等の生産体系構築を目指す。
- 畑地化支援の重要支援期間（令和3～5年度）において、地域内の作付状況の確認及び耕作者の今後の作付意向調査を実施。
- 意向調査の結果を踏まえ、畑地化や地域におけるブロックローテーション体系の構築を目指す。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

需要に応じた生産を基本として、高温耐性品種への作付転換による収量増及び高品質生産による売れる米づくりを図るとともに、担い手への農作業の集約等による作付体系の効率化により、規模拡大及び低コスト生産体制への転換や集落営農の組織化等により生産の効率化を推進する。

(2) 非主食用米

ア WCS 用稲

主食用米の需要減が見込まれる中、地域農業の基幹でもある畜産農業の振興を図るため、WCS 用稲においては、耕畜連携の取組を進め、実需者が求める生産量を確保するための主食用米からの転換品目として面積の拡大を図る。

(3) 麦、大豆

水田裏の有効利用の促進のため、肥培管理の徹底及び排水対策の取組推進により、生産性向上と面積拡大を図る。また、畑作物の直接支払交付金においては、認定農業者等の担い手であることが加入要件となっていることから、産地交付金等を活用し、麦・大豆生産農家の認定農業者への誘導と、集落営農等の組織化を推進することで、担い手による集積で面積拡大を目指す。

(4) 飼料作物

畜産農家の飼料価格高騰による自給飼料増産のニーズに対応するため、引き続き耕畜連携の取組及び水田の裏作を活用した二毛作の取り組みを推進し、地域内でのコストの低減による安定した畜産経営の確立を目指す。

(5) そば

需要に即した高品質生産による安定供給を図るため、産地交付金を活用し、担い手を核とした生産面積の拡大を推進する。

(6) 高収益作物

農家の複合経営品目として、高収益作物の作付を推進し、また産地交付金の活用により規模拡大を促し、農家の所得向上へと繋げる。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	285.0	0.0	285.0	0.0	285.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	5.3	0.0	5.4	0.0	5.4	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	1.8	0.0	1.8	0.0	1.8	0.0
飼料作物	50.7	33.4	50.7	33.4	50.7	33.4
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	44.0	0.0	45.5	0.0	45.5	0.0
・野菜	36.6	0.0	37.0	0.0	37.0	0.0
・花き・花木	1.0	0.0	1.5	0.0	1.5	0.0
・果樹	6.4	0.0	7.0	0.0	7.0	0.0
・その他の高収益作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆、そば	麦、大豆、そば担い手 加算（基幹・二毛作）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）１．０ha	（Ｒ５年度） ２．８
2	飼料作物	飼料作物担い手加算 （二毛作）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）２０．２ha	（Ｒ５年度）２０．５ha
3	園芸作物、麦、そば、大豆	遊休農地解消支援 （基 幹）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）０ha	（Ｒ５年度）１．０ha
4	アスパラガス、いちご、い ちご苗、なす、トマト、ミ ニトマト、きゅうり、キ ク、かぼちゃ、たまねぎ、 ブロッコリー	地域振興作物の生産支 援 （基 幹）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）１２．９ha	（Ｒ５年度）１３．０ha
5	転作作物（別表１のとおり）	転作作物助成 （基 幹）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）３．２ha	（Ｒ５年度）５．０ha
6	そば・なたね （は種前契約等を締結したもの）	そば・なたね助成 （基 幹）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）０．４ha	（Ｒ５年度）１．０ha
7	戦略作物（麦、大豆、飼料 作物、飼料用米、米粉用 米、WCS用稲、加工用米）	戦略作物への支援 （二毛作）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）３３．２ha	（Ｒ５年度）３３．５ha
8	飼料作物	資源循環への支援 （耕畜連携、耗畜連 携・二毛作）	作付面積の拡大	（Ｒ４年度）１４．４ha	（Ｒ５年度）１７．０ha
9	飼料作物	水田放牧への支援 （耕畜連携、耗畜連携・ 二毛作）	作付面積の拡大	（Ｒ３年度）８．５ha	（Ｒ５年度）９．０ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

別表 1 転作作物助成対象作物一覧表

野 菜 類	ばれいしょ	かんしょ	ヤーコン	サトイモ	やまいも	こんにゃく
	大根	にんじん	ごぼう	れんこん	かぶ	ラディッシュ
	にら	らっきょう	ねぎ	玉葱苗	しょうが	にんにく
	ウコン	からし菜	カリフラワー	セロリ	しそ	ハーブ類
	春菊	水菜	はくさい	キャベツ	レタス	大麦若葉
	ハウレンソウ	チンゲン菜	かつお菜	小松菜	モロヘイヤ	ズッキーニ
	すいか	メロン	ピーマン	パプリカ	スイートコーン	未成熟とうもろこし
	ゴーヤ	とうがん	ししとう	オクラ	とうがらし	スナップエンドウ
	えだまめ	きぬさや	いんげん	さやえんどう	青さやいんげん	種苗類
花 木	さかき	しきみ	シバ			

※上記に定める品目以外でも、地域協議会長が特に認める場合は対象とすることができる。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長崎県

協議会名:東彼杵地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦、大豆、そば担い手加算(基幹)	1	6,000	麦、大豆、そば	認定農業者または認定新規就農者を対象とする。
	麦、大豆、そば担い手加算(二毛作)	2			
2	飼料作物の担い手加算(二毛作)	2	18,000	飼料作物	利用供給協定書または自家利用計画書が作成されていること
3	遊休農地解消支援(基幹)	1	32,000	園芸作物、麦、そば、大豆	過年度までに荒廃農地A分類で記載及び当該年度に農地中間管理機構より、該当圃場の権利設定を受けていること。
4	地域振興作物の生産支援(基幹)	1	8,000	アスパラガス、いちご、いちご苗、なす、トマト、ミニトマト、きゅうり、かぼちゃ、たまねぎ、ブロッコリー、キク	出荷・販売するもの
5	転作等助成(基幹)	1	5,000	転作作物(別表1のとおり)	出荷・販売するもの
6	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば・なたね (は種前契約等を締結したもの)	そば・なたねのは種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成後、作付していること
7	戦略作物への支援(二毛作)	2	8,000	戦略作物(麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米)	新規需要米について、新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4)の認定を受けていること。
8	資源循環への支援(耕畜連携)	3	8,000	飼料作物	利用供給協定書が作成されていること。 別表4記載の内容を満たすこと
	資源循環への支援(耕畜連携・二毛作)	4			
9	水田放牧への支援(耕畜連携)	3	6,000	飼料作物	自家利用計画書または利用供給協定書が作成されていること。 別表4記載の内容を満たすこと
	水田放牧への支援(耕畜連携・二毛作)	4			

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別表 4 取組ごとの要件

整理番号 8 資源循環（以下のすべてを満たすこと）

- ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。
 - ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
 - ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く）であること。
 - ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
 - ・堆肥の散布量が 10 a 当たりで 2 t 又は 4 m³ 以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。
- ※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。

整理番号 9 水田放牧（以下のすべてを満たすこと）

- ・当該年度における放牧の取組であること。
- ・1 haあたりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。
（成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とする）
- ・対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛または8か月齢以上の育成牛であること。
- ・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ1 ha当たり延べ放牧頭数が180頭・日以上であること。